

## 福崎町地域公共交通会議設置要綱

## (目的)

第1条 道路運送法(昭和26年法律第183号)の規定に基づき、地域における需要に応じた公共交通に関する事項について協議するため、福崎町地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)を設置する。

## (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 福崎町における公共交通のあり方に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃等に関する事項
- (3) 町運営有償運送の必要性及び利用者から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

## (交通会議の構成員)

第3条 交通会議の委員は、次に掲げる者の中から町長が指名し、又は委嘱した委員で構成する。

- (1) 一般旅客自動車運送事業者及びその組織する団体の職員
- (2) 町民又は利用者の代表
- (3) 国土交通省神戸運輸監理部の職員
- (4) 兵庫県中播磨県民局姫路土木事務所の職員
- (5) 一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (6) 町域を管轄する警察署の職員
- (7) 町長又はその指名する者
- (8) その他町長が交通会議の運営上必要と認める者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (交通会議の運営)

第5条 交通会議に会長を置き、委員の互選により選出する。

- 2 会長は、交通会議を代表し会務を総括する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときには、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 交通会議の会議は、会長が招集しその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 会議の議決の方法は、出席委員過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

- 4 委員は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ会長の承認を得て代理人を出席させることができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。
- 6 会議は公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、非公開とすることができる。

(協議結果の取り扱い)

第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(地域公共交通に関する相談窓口の設置)

第8条 地域公共交通に関する相談、苦情等に対応するため、相談窓口を健康福祉課及びまちづくり課に設置する。

(幹事会)

第9条 交通会議は、申請の内容その他会議の運営について必要と認める場合は、幹事会を置くことができる。

- 2 幹事会は、第3条に定める構成委員の中から必要と認める者及びその他会議が必要と認める者で構成する。
- 3 幹事会は、必要に応じて会長が招集し、意見を聞くことができる。

(事務局)

第10条 交通会議の事務局は、健康福祉課に置く。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年8月5日から施行する。

(特例措置)

- 2 この要綱の施行の日以後最初の委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。
- 3 この要綱の施行の日以後に開かれる最初の会議は、第6条1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

# 福崎町地域公共交通会議委員名簿 (順不同)

(平成22年9月現在)

## 委員

|    |                          | 機 関 名 ・ 役 職 等                       | 氏 名       |
|----|--------------------------|-------------------------------------|-----------|
| 1  | 学 識 経 験 者                | <b>会長</b><br>兵庫県立大学環境人間学部教授         | 松 本 滋     |
| 2  | 各 種 団 体                  | 福崎町区長会 副会長                          | 中 田 光 夫   |
| 3  |                          | 福崎町老人クラブ連合会長                        | 庄 幹 正     |
| 4  |                          | 福崎町商工会長                             | 後 藤 雅 一   |
| 5  | 運 送 事 業 者 ・<br>組 織 団 体 等 | JR西日本福崎駅 副駅長                        | 武 知 芳 直   |
| 6  |                          | 神姫バス株式会社 姫路営業所長                     | 月 野 木 謙 一 |
| 7  |                          | 社団法人 兵庫県バス協会専務理事                    | 小 西 一 夫   |
| 8  |                          | 社団法人 兵庫県タクシー協会<br>西播地区副会長(神崎交通有限会社) | 依 藤 義 光   |
| 9  |                          | 神姫バス労働組合 書記長                        | 中 川 貴 水   |
| 10 | 地 方 運 輸 局                | 国土交通省神戸運輸監理部兵庫陸運部<br>首席運輸企画専門官      | 木 村 淳 三   |
| 11 | 兵 庫 県                    | 中播磨県民局姫路土木事務所<br>企画調整担当主幹           | 寺 西 章 浩   |
| 12 | 警 察 関 係                  | 福崎警察署 交通課長                          | 戸 田 幹 則   |
| 13 | 福 崎 町 議 会                | 福崎町議会議員(民生常任委員会)                    | 志 水 正 幸   |
| 14 |                          | 福崎町議会議員(産業建設常任委員会)                  | 吉 識 定 和   |
| 15 | 福 崎 町                    | 副町長                                 | 橋 本 省 三   |
| 16 |                          | まちづくり課長                             | 志 水 利 雄   |

## オブザーバー

|   |       | 機 関 名 ・ 役 職 等                | 氏 名     |
|---|-------|------------------------------|---------|
| 1 | 国     | 近畿地方整備局姫路河川国道事務所<br>道路管理第二課長 | 高 村 裕 一 |
| 2 | 兵 庫 県 | 兵庫県県土整備部県土企画局<br>交通政策課 副課長   | 竹 林 誠   |

(敬称略)